

消費税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(輸出物品販売場の許可に関する手続等)

第十八条の二 省略

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、次の各号に掲げる輸出物品販売場の許可の区分に応じ、法第八条第六項の許可をし、又は当該各号に定める要件を満たさないときは、その申請を却下する。

一 当該販売場において非居住者に対して譲渡する免税対象物品に係る法第八条第一項の規定の適用を受けるための手続（以下第十八条の四までにおいて「免税販売手続」という。）が、当該販売場においてのみ行われる輸出物品販売場（以下この条及び次条第一項において「一般型輸出物品販売場」という。）の許可 当該販売場が次に掲げる要件の全て（基地内輸出物品販売場にあつては、イ及びハに掲げる要件）を満たすこと。

イハ 省略

二 省略

3 17 省略

(臨時販売場を設置する事業者に係る承認の申請手続等)

第十八条の四 法第八条第九項の承認を受けようとする事業者は、財務省令

で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを

審査し、その申請を承認し、又は申請者が次に掲げる要件を満たさない

(輸出物品販売場の許可に関する手続等)

第十八条の二 同上

2 同上

一 当該販売場において非居住者に対して譲渡する免税対象物品に係る法第八条第一項の規定の適用を受けるための手続（以下この条及び次条において「免税販売手続」という。）が、当該販売場においてのみ行われる輸出物品販売場（以下この条から第十八条の四までにおいて「一般型輸出物品販売場」という。）の許可 当該販売場が次に掲げる要件の全て（基地内輸出物品販売場にあつては、イ及びハに掲げる要件）を満たすこと。

イハ 同上

二 同上

3 17 同上

(事前承認港湾施設の申請手続等)

第十八条の四 法第八条第九項の承認を受けようとする事業者は、その承認

を受けようとする臨時販売場（同条第八項に規定する臨時販売場をいう。以下この条において同じ。）を設置する見込みのある港湾施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項（定義）に規定する港湾施設（同条第六項の規定により港湾施設とみなされるものを含む。）をいう。）の名称及び所在地並びに当該港湾施設の管理者及び当該港湾施設の存する港湾の名称その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを

審査し、その申請を承認し、又は臨時販売場を設置する場所として不適当

きは、その申請を却下する。

一 臨時販売場（法第八条第八項の規定により輸出品販売場とみなされる同項に規定する臨時販売場をいう。次号、次項及び第六項において同じ。）における免税販売手続に係る事務を的確に遂行するための必要な体制が整備されている事業者として財務省令で定める者であること。

二 法第八条第七項の規定により輸出品販売場の許可を取り消され、又は次項の規定により同条第九項の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

3 税務署長は、法第八条第九項の承認を受けた事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は臨時販売場における免税販売手続その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該承認を取り消すことができる。

4 省略

5 法第八条第八項に規定する届出書を提出した事業者は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、同項に規定する期間を七月を超える期間とする変更があつたときは、変更前の期間に限り、同項の規定の適用があるものとする。

6 法第八条第九項の承認を受けた事業者は、臨時販売場の設置をやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同項の承認は、同日限りその効力を失う。

（輸入の許可前に引き取る課税貨物に係る消費税額の控除の時期の特例）

と認めるときは、その申請を却下する。

3 税務署長は、法第八条第九項の規定により事前承認港灣施設の承認を受けた事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は臨時販売場を設置する場所その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該事前承認港灣施設に係る同項の承認を取り消すことができる。

4 同上

5 法第八条第八項に規定する届出書を提出した事業者は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

6 法第八条第八項の規定により輸出品販売場とみなされる臨時販売場については、当該臨時販売場を設置しようとする事業者の経営する他の輸出品販売場に係る第十八条の二第二項各号に掲げる輸出品販売場の許可の区分にかかわらず、一般型輸出品販売場として法第八条第一項の規定を適用する。

7 法第八条第九項の承認を受けた事業者は、同項の承認に係る事前承認港灣施設につき同条第八項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同条第九項の承認は、同日限りその効力を失う。

（輸入の許可前に引き取る課税貨物に係る消費税額の控除の時期の特例）

第四十六条 事業者が、関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて輸入の許可前に保税地域から課税貨物（法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）を引き取つた場合において、当該課税貨物の引取りに係る消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。以下この条において同じ。）を当該引取りの日の属する課税期間の末日までに納付していないときは、当該課税貨物の引取りに係る消費税額については、その納付した日の属する課税期間において法第三十条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。第五十条第一項及び第二項において同じ。）の規定を適用することができる。

2 省略

（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等）

第四十九条 省略

2 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条、次条第二項及び第五十四条第一項第一号において同じ。）を行う事業で再生資源卸売業に準ずるものに係る課税仕入れについては、法第三十条第八項第一号の規定により同条第七項の帳簿に記載することとされている事項のうち同号イに掲げる事項は、同号の規定にかかわらず、その記載を省略することができる。

3 6 省略

（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等）

第五十条 法第三十条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第七項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。次項及び第三項において同じ。）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地（次項において「納税地等」という。）に保存しなければならない。ただし、財務省令で定める場合に該当する同条第七項に規定する帳簿又は請求書等については、同日から五年間を超えて保存することを要しない。

第四十六条 事業者が、関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて輸入の許可前に保税地域から課税貨物（法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）を引き取つた場合において、当該課税貨物の引取りに係る消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。以下この条において同じ。）を当該引取りの日の属する課税期間の末日までに納付していないときは、当該課税貨物の引取りに係る消費税額については、その納付した日の属する課税期間において法第三十条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。第五十条第一項において同じ。）の規定を適用することができる。

2 同上

（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等）

第四十九条 同上

2 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第五十四条第一項第一号において同じ。）を行う事業で再生資源卸売業に準ずるものに係る課税仕入れについては、法第三十条第八項第一号の規定により同条第七項の帳簿に記載することとされている事項のうち同号イに掲げる事項は、同号の規定にかかわらず、その記載を省略することができる。

3 6 同上

（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等）

第五十条 法第三十条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第七項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。次項において同じ。）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地に保存しなければならない。ただし、財務省令で定める場合に該当する同条第七項に規定する帳簿又は請求書等については、同日から五年間を超えて保存することを要しない。

各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。第五項において同じ。」とする。

による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。第五項において同じ。」とする。

附 則

附 則

（農業協同組合中央会の特例）

第十九条の二 法附則第十九条の三に規定する政令で定める法令は、法その他の消費税に関する法令とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条の規定 平成三十一年五月一日
- 二 第十八条の二第二項第一号の改正規定及び第十八条の四（見出しを含む。）の改正規定 平成三十一年七月一日
- 三 第四十六条第一項の改正規定、第四十九条第二項の改正規定、第五十条の改正規定及び第七十六条第四項の改正規定 平成三十一年十月一日

（臨時販売場を設置する事業者に係る承認の申請手続等に関する経過措置）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第六十条の規定による改正後の消費税法（第三項及び第四項において「新法」という。）第八条第九項の承認を受けようとする事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。第三項において同じ。）は、前条第二号に定める日（以下この条において「第二号施行日」という。）前においても、改正後の消費税法施行令（次項及び第三項において「新令」という。）第十八条の四第一項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。

2 税務署長は、前項の規定による新令第十八条の四第一項の申請書の提出があつた場合には、第二号施行日前においても、同条第二項及び第四項の規定の例により、同条第二項の規定による承認又は却下及び同条第四項の規定による通知（以下この項において「承認等」という。）をすることが

できる。この場合において、これらの規定の例によりされた承認等は、第二号施行日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

3 前項の規定により新令第十八条の四第二項の規定の例による新法第八条第九項の承認を受けた事業者は、第二号施行日前においても、同条第八項の規定の例により、同項に規定する届出書を提出することができる。この場合において、同項の規定の例によりされた届出は、第二号施行日において同項の規定により行われたものとみなす。

4 前項後段の規定により新法第八条第八項の規定による届出が行われたものとみなされる場合において、当該届出に係る同項に規定する臨時販売場を設置する日の前日が第二号施行日前であるときに於ける同項の規定の適用については、同項中「当該臨時販売場を設置する日の前日まで」とあるのは「消費税法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第九十九号）附則第一条第二号に定める日」と、「当該期間」とあるのは「同日から当該期間の末日まで」とする。

（消費税法施行令の一部改正）

第三条 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

（消費税法施行令の一部改正）

第一条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第六項中「同項第一号イに規定する購入の事実を記載した書類（同項第二号に定める方法により旅券等に貼付けを受けた同項第一号イに規定する購入の事実を記載した書類を含む。）を提出しなければ」を「その所持する旅券等を提示しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二項第一号から第三号までの規定により同項第一号口に規定する旅券等に記載された情報の提供を受けた市中輸出品販売場を営業者とする事業者は、購入記録情報（免税対象物品を購入する非居住者から提供を受けた同号口に規定する旅券等に記載された情報及びその非居住者の免税対象物品の購入の事実を記録した電磁的記録をいう。以下こ

（消費税法施行令の一部改正）

第一条 同上

第十八条第六項中「同項第一号イに規定する購入の事実を記載した書類（同項第二号に定める方法により旅券等に貼付けを受けた同項第一号イに規定する購入の事実を記載した書類を含む。）を提出しなければ」を「その所持する旅券等を提示しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二項第一号から第三号までの規定により同項第一号口に規定する旅券等に記載された情報の提供を受けた市中輸出品販売場を営業者とする事業者は、購入記録情報（免税対象物品を購入する非居住者から提供を受けた同号口に規定する旅券等に記載された情報及びその非居住者の免税対象物品の購入の事実を記録した電磁的記録をいう。以下こ

の条、次条第二項第二号イ及び第十八条の四において同じ。)を、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により、免税販売手続(法第八条第一項の規定の適用を受けるための手続をいう。次条から第十八条の五までにおいて同じ。)の際、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならない。この場合において、当該購入記録情報は、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国税庁長官に到達したものとみなす。

第十八条の二第二項第一号中「法第八条第一項の規定の適用を受けるための手続(以下第十八条の四までにおいて「免税販売手続」という。)-」を「免税販売手続」に改め、同項第二号中「及び次条に」を、「次条及び第十八条の四第一項第一号に」に改め、同号イ中「免税販売手続」の下に「(前条第六項の規定による購入記録情報の提供に係るものを除く。)-」を加え、同条第七項第三号中「第十項」の下に「若しくは第十八条の四第七項」を加え、「の承認」を「若しくは同条第四項に規定する承認送信事業者の承認」に改め、同条第十項中「及び次条」を、「次条並びに第十八条の四第一項第一号及び第四項第三号」に、「又は同項」を「又は第七項」に改める。

第十八条の四を第十八条の五とし、第十八条の三の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例)

第十八条の四 承認送信事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすときは、第十八条第六項の規定にかかわらず、当該承認送信事業者が締結した第一号の契約に係る市中輸出物品販売場を営業者のために、同項の規定により行うべき購入記録情報の提供を当該契約に係る市中輸出物品販売場の別に行うことができる。この場合において、当該承認送信事業者は、当該購入記録情報又は当該購入記録情報に係る財務省令で定める書類を当該市中輸出品販売場を営業者に

の条、次条第二項第二号イ及び第十八条の四において同じ。)を、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により、免税販売手続(法第八条第一項の規定の適用を受けるための手続をいう。次条及び第十八条の三において同じ。)の際、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならない。この場合において、当該購入記録情報は、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国税庁長官に到達したものとみなす。

第十八条の二第二項第一号中「法第八条第一項の規定の適用を受けるための手続(以下この条及び次条において「免税販売手続」という。)-」を「免税販売手続」に、「第十八条の四」を「第十八条の五」に改め、同項第二号中「及び次条に」を、「次条及び第十八条の四第一項第一号に」に改め、同号イ中「免税販売手続」の下に「(前条第六項の規定による購入記録情報の提供に係るものを除く。)-」を加え、同条第七項第三号中「第十項」の下に「若しくは第十八条の四第七項」を加え、「の承認」を「若しくは同条第四項に規定する承認送信事業者の承認」に改め、同条第十項中「及び次条」を、「次条並びに第十八条の四第一項第一号及び第四項第三号」に、「又は同項」を「又は第七項」に改める。

第十八条の四を第十八条の五とし、第十八条の三の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例)

第十八条の四 承認送信事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすときは、第十八条第六項の規定にかかわらず、当該承認送信事業者が締結した第一号の契約に係る市中輸出物品販売場を営業者のために、同項の規定により行うべき購入記録情報の提供を当該契約に係る市中輸出物品販売場の別に行うことができる。この場合において、当該承認送信事業者は、当該購入記録情報又は当該購入記録情報に係る財務省令で定める書類を当該市中輸出品販売場を営業者に

提供し、又は交付するものとする。

一 市中輸出物品販売場を經營する事業者（手続委託型輸出物品販売場を經營する事業者にあつては、当該手続委託型輸出物品販売場を經營する事業者又は当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者。次号において同じ。）と当該承認送信事業者との間に於いて、当該承認送信事業者が当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供することに關する契約が締結されていること。

二 当該承認送信事業者が購入記録情報を国税庁長官に提供することにつき、前号の契約に係る市中輸出物品販売場を經營する事業者との間に於いて必要な情報を共有するための措置が講じられていること。

2 承認送信事業者は、前項前段の規定により提供した購入記録情報を、財務省令で定めるところにより、保存しなければならない。

3 第十八条第七項及び第八項の規定は、承認送信事業者が行う第一項前段の規定による購入記録情報の提供について準用する。

4 前三項に規定する承認送信事業者とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）で、第一項前段の規定により購入記録情報を提供することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けた者をいう。

一 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二 第一項第二号に掲げる要件を満たして購入記録情報を第十八条第六項に規定する財務省令で定める方法により適切に国税庁長官に提供できること。

三 当該事業者が、法第八条第七項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は第十八条の二第十項若しくは第七項の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他第一項前段の規定による購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不適當と認められる事情がないこと。

5 第一項前段の規定により購入記録情報を提供することにつき、前項

提供し、又は交付するものとする。

一 市中輸出物品販売場を經營する事業者（手続委託型輸出物品販売場を經營する事業者にあつては、当該手続委託型輸出物品販売場を經營する事業者又は当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者。次号において同じ。）と当該承認送信事業者との間に於いて、当該承認送信事業者が当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供することに關する契約が締結されていること。

二 当該承認送信事業者が購入記録情報を国税庁長官に提供することにつき、前号の契約に係る市中輸出物品販売場を經營する事業者との間に於いて必要な情報を共有するための措置が講じられていること。

2 承認送信事業者は、前項前段の規定により提供した購入記録情報を、財務省令で定めるところにより、保存しなければならない。

3 第十八条第七項及び第八項の規定は、承認送信事業者が行う第一項前段の規定による購入記録情報の提供について準用する。

4 前三項に規定する承認送信事業者とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）で、第一項前段の規定により購入記録情報を提供することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けた者をいう。

一 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二 第一項第二号に掲げる要件を満たして購入記録情報を第十八条第六項に規定する財務省令で定める方法により適切に国税庁長官に提供できること。

三 当該事業者が、法第八条第七項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は第十八条の二第十項若しくは第七項の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他第一項前段の規定による購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不適當と認められる事情がないこと。

5 第一項前段の規定により購入記録情報を提供することにつき、前項

の承認を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

6 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請を承認し、又は第四項各号に掲げる要件を満たさないときは、その申請を却下する。

7 税務署長は、承認送信事業者（第四項に規定する承認送信事業者をいう。第九項において同じ。）が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は第四項の承認に係る第一項前段の規定による購入記録情報の提供その他の状況が特に不相当と認められる場合には、当該承認送信事業者に係る第四項の承認を取り消すことができる。

8 税務署長は、前二項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

9 承認送信事業者は、第一項前段の規定による購入記録情報の提供をやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、第四項の承認は、同日限りその効力を失う。

第四十六条第一項中「引取」を「引取り」に改め、同条を第四十六条の二とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（課税仕入れに係る消費税額の計算）

第四十六条 法第三十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この章において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額に百分の七十八を乗じて算出した金額とする。

一 適格請求書（法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。）の交付を受けた課税仕入れ 当該適格請求書に記載されている同項第五号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

二 適格簡易請求書（法第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書をいう。以下同じ。）の交付を受けた課税仕入れ 当該適格簡

の承認を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

6 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請を承認し、又は第四項各号に掲げる要件を満たさないときは、その申請を却下する。

7 税務署長は、承認送信事業者（第四項に規定する承認送信事業者をいう。第九項において同じ。）が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は第四項の承認に係る第一項前段の規定による購入記録情報の提供その他の状況が特に不相当と認められる場合には、当該承認送信事業者に係る第四項の承認を取り消すことができる。

8 税務署長は、前二項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

9 承認送信事業者は、第一項前段の規定による購入記録情報の提供をやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、第四項の承認は、同日限りその効力を失う。

第四十六条第一項中「引取」を「引取り」に改め、同条を第四十六条の二とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（課税仕入れに係る消費税額の計算）

第四十六条 法第三十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条、第四十九条及び第五十四条第一項第一号において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額に百分の七十八を乗じて算出した金額とする。

一 適格請求書（法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。）の交付を受けた課税仕入れ 当該適格請求書に記載されている同項第五号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

二 適格簡易請求書（法第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書をいう。以下同じ。）の交付を受けた課税仕入れ 当該適格簡

易請求書に記載されている同項第五号に掲げる消費税額等（当該適格簡易請求書に当該消費税額等の記載がないときは、当該消費税額等として第七十条の十に規定する方法に準じて算出した金額）のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

三 法第三十条第九項第二号に掲げる電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。次号及び第五号、第四十九条第七項並びに第五十条において同じ。）の提供を受けた課税仕入れ 当該電磁的記録に記録されている法第五十七条の四第一項第五号又は第二項第五号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

四 法第三十条第九項第三号に掲げる書類又は当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を作成した課税仕入れ 当該書類に記載され、又は当該電磁的記録に記録されている第四十九条第四項第六号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

五 法第三十条第九項第四号に掲げる書類の交付又は当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた課税仕入れ 当該書類に記載され、又は当該電磁的記録に記録されている第四十九条第六項第五号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

六 第四十九条第一項第一号イからニまでに掲げる課税仕入れ 課税仕入れに係る支払対価の額（法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この章において同じ。）に百分の十（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八）を乗じて算出した金額（当該金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入した後の金額）

2 事業者が、その課税期間に係る前項各号に掲げる課税仕入れについて、その課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に百分の十（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八）を乗じて算出した金額（当該金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入した後の金額）を法第三十条第七項に規定する帳簿に記載している場合には、前項の規定にかかわらず、当該金額を合計した金額に百分の七十八を乗じて算出した金額を、同条第一項に規定する課税

易請求書に記載されている同項第五号に掲げる消費税額等（当該適格簡易請求書に当該消費税額等の記載がないときは、当該消費税額等として第七十条の十に規定する方法に準じて算出した金額）のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

三 法第三十条第九項第二号に掲げる電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。次号及び第五号、第四十九条第七項並びに第五十条第一項において同じ。）の提供を受けた課税仕入れ 当該電磁的記録に記録されている法第五十七条の四第一項第五号又は第二項第五号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

四 法第三十条第九項第三号に掲げる書類又は当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を作成した課税仕入れ 当該書類に記載され、又は当該電磁的記録に記録されている第四十九条第四項第六号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

五 法第三十条第九項第四号に掲げる書類の交付又は当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた課税仕入れ 当該書類に記載され、又は当該電磁的記録に記録されている第四十九条第六項第五号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

六 第四十九条第一項第一号イからニまでに掲げる課税仕入れ 課税仕入れに係る支払対価の額（法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この章において同じ。）に百分の十（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八）を乗じて算出した金額（当該金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入した後の金額）

2 事業者が、その課税期間に係る前項各号に掲げる課税仕入れについて、その課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に百分の十（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八）を乗じて算出した金額（当該金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入した後の金額）を法第三十条第七項に規定する帳簿に記載している場合には、前項の規定にかかわらず、当該金額を合計した金額に百分の七十八を乗じて算出した金額を、同条第一項に規定する課税

仕入れに係る消費税額とすることができる。

3 その課税期間に係る法第四十五条第一項第二号に掲げる税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額の計算につき、同条第五項の規定の適用を受けない事業者は、第一項の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れのうち第一項各号に掲げるものに係る課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に、課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分については百分の七・八を、軽減対象課税資産の譲渡等に係る部分については百分の六・二四をそれぞれ乗じて算出した金額の合計額を、法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額とすることができる。

第四十九条第二項中「再生資源卸売業その他」を「前項第一号に規定する国税庁長官が指定する者から受ける課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ（同号に掲げる場合に該当するものに限る。）のうち、」に改め、「（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条、次条第二項及び第五十四条第一項第一号において同じ。）及び「再生資源卸売業に準ずるもの」を削り、同条第三項中「卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われる課税仕入れその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる」を「他の者から受けた課税資産の譲渡等のうち第七十条の九第二項第二号に掲げる課税資産の譲渡等又は第七十条の十二第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る」に、「当該媒介」を「第七十条の九第二項第二号又は第七十条の十二第一項に規定する媒介」に改め、同条第四項を次のように改める。

第五十条第一項中「受領した日」の下に「（同条第九項第二号に掲げる電磁的記録及び前条第七項の電磁的記録にあつては、これらの電磁的記録の提供を受けた日）」を加え、「保存しなければ」を「保存（同号に掲げる電磁的記録及び前条第七項の電磁的記録にあつては、財務省令で定める方法による保存に限る。以下この項において同じ。）をしなれば」に改め、同項ただし書中「同条第七項」を「法第三十条第七項」に、「保存する」を「保存をする」に改め、同条第二項中「（電子計算

仕入れに係る消費税額とすることができる。

3 その課税期間に係る法第四十五条第一項第二号に掲げる税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額の計算につき、同条第五項の規定の適用を受けない事業者は、第一項の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れのうち第一項各号に掲げるものに係る課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に、課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分については百分の七・八を、軽減対象課税資産の譲渡等に係る部分については百分の六・二四をそれぞれ乗じて算出した金額の合計額を、法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額とすることができる。

第四十九条第二項中「再生資源卸売業その他」を「前項第一号に規定する国税庁長官が指定する者から受ける課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ（同号に掲げる場合に該当するものに限る。）のうち、」に改め、「（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第五十四条第一項第一号において同じ。）及び「再生資源卸売業に準ずるもの」を削り、同条第三項中「卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われる課税仕入れその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる」を「他の者から受けた課税資産の譲渡等のうち第七十条の九第二項第二号に掲げる課税資産の譲渡等又は第七十条の十二第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る」に、「当該媒介」を「第七十条の九第二項第二号又は第七十条の十二第一項に規定する媒介」に改め、同条第四項を次のように改める。

第五十条第一項中「受領した日」の下に「（同条第九項第二号に掲げる電磁的記録及び前条第七項の電磁的記録にあつては、これらの電磁的記録の提供を受けた日）」を加え、「保存しなければ」を「保存（同号に掲げる電磁的記録及び前条第七項の電磁的記録にあつては、財務省令で定める方法による保存をいう。以下この項において同じ。）をしなれば」に改め、同項ただし書中「同条第七項」を「法第三十条第七項」に、「保存する」を「保存をする」に改める。

機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。」を削り、同条第三項中「前項」を「これら」に改める。